
平成十三年人事院規則二一一二

人事院規則二一一二（人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任）

人事院は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づき、人事院の職員に対する行政文書の開示に係る権限又は事務の委任に関し次の人事院規則を制定する。

第一条 総裁は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条の規定により、事務総長、局長、公務員研修所長、地方事務局長若しくは沖縄事務所長又は国家公務員倫理審査会事務局長に同法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

第二条 総裁は、前条の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
